

鎌倉市地域防災計画の改定について

1 改定理由

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、鎌倉市防災会議が、鎌倉市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

鎌倉市地域防災計画は、昭和 39 年に災害全般に対応するための基本計画として策定され、その後改定を重ねている。近年の主な改定は、地震災害対策編が平成 25 年 2 月に東日本大震災を教訓とした津波対策を盛り込んだ改定を、風水害等災害対策編が平成 27 年 2 月に地震災害対策編との整合及び法改正や国県の計画に準拠する改定を行っている。(資料 1 - 1 参照)

その後、大幅な計画の改定は行っていないが、この間災害対策基本法などの法改正や国県の各種計画の修正や追加等があったことから、令和 4 年度に鎌倉市地域防災計画の改定を行うもの。(資料 1 - 2 参照)

今回の改定では法改正や国県の各種計画を反映させることを中心とし、さらにコロナ禍における複合災害への対応や分散避難のあり方、洪水や高潮の新たな想定、土砂災害特別警戒区域の指定等を踏まえた対応や、これまでの災害対応の中で課題となった事項を、鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編及び風水害等災害対策編）に新たに加える。

2 改定の基本的な考え方（概要）

(1) 共通事項

- ◇ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画 令和 2 年 3 月修正・令和 4 年 3 月修正予定）を反映
- ◇ 災害対策基本法の改正に対応
 - ・指定避難所・指定緊急避難所等の見直し
 - ・避難勧告と避難指示の一本化、避難警戒レベルの導入
- ◇ 感染症対策を考慮した避難所運営、分散避難の考え方
- ◇ 避難行動要支援者対策（個別計画の策定・要配慮者施設避難確保計画）
- ◇ 国・県の各種計画、マニュアル等との整合

(2) 地震災害対策編

- ◇ 国・県の最新の被害想定を反映
- ◇ 津波災害警戒区域指定を見据えた鎌倉市津波災害対策計画の修正

◇ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

(3) 風水害等災害対策編

- ◇ 神奈川県が公表した洪水浸水想定区域（想定最大規模：平成30年1月：柏尾川、令和元年12月：神戸川、令和2年4月：滑川）を計画に反映
- ◇ 高潮浸水想定区域の指定（令和3年5月・神奈川県）を計画に反映
- ◇ 土砂災害特別警戒区域指定を反映した計画の見直し
- ◇ 令和元年台風対応の課題を踏まえた修正

3 今後の進め方（予定）

- 令和4年3月 防災会議（書面） 改定の概要説明、意見聴取
- 令和4年6月 委託業務契約
- 令和4年9月 計画素案作成、庁内照会
- 令和4年10月 防災会議 素案確認
- 令和4年11月 パブリックコメント
- 令和5年2月 防災会議 計画案確認
- 令和5年3月 計画確定、県報告

4 資料

- (1) 鎌倉市地域防災計画改定等に関する近年の動き 資料1-1
- (2) 近年行われた法令改正や防災基本計画等の修正概要 資料1-2
- (3) 現在の地域防災計画の構成 資料1-3

5 その他

地域防災計画の改定にあたり、各機関において改定に向け事前に検討の必要な事項や改定に際しての御意見等がある場合、別紙回答書にご記入ください。なお、回答内容については後日委員間で共有させていただきます。